

香川県種雄畜検査条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年7月15日

香川県知事 浜 田 恵 造

### 香川県規則第77号

香川県種雄畜検査条例施行規則等の一部を改正する規則

(香川県種雄畜検査条例施行規則の一部改正)

第1条 香川県種雄畜検査条例施行規則(昭和30年香川県規則第2号)の一部を次のように改正する。

第2号様式中「香川県 印」を「香川県知事 印」に、「検査員氏名印」を「検査員氏名」に改め、証印の欄を削る。

第6号様式中「㊟」及び注を削る。

(家畜伝染病予防法施行細則の一部改正)

第2条 家畜伝染病予防法施行細則(昭和52年香川県規則第28号)の一部を次のように改正する。

第5号様式中注1を削り、注2を注1とし、注3を注2とする。

第7号様式及び第9号様式中「㊟」及び注を削る。

第11号様式中「㊟」及び注2を削り、注1を注とする。

(養蜂振興法施行細則の一部改正)

第3条 養蜂振興法施行細則(平成25年香川県規則第59号)の一部を次のように改正する。

第1号様式中「㊟」及び注意1を削り、注意2を注意1とし、注意3を注意2とし、注意4を注意3とする。

第2号様式中「㊟」及び注意1を削り、注意2を注意とする。

第3号様式中「㊟」及び注意1を削り、注意2を注意1とし、注意3を注意2とする。

#### 附 則

- 1 この規則は、令和3年9月1日から施行する。
- 2 改正前の各規則に定める様式による用紙は、当分の間、使用することができる。